

第2期茨城県行方・鉾田・小美玉地域基本計画

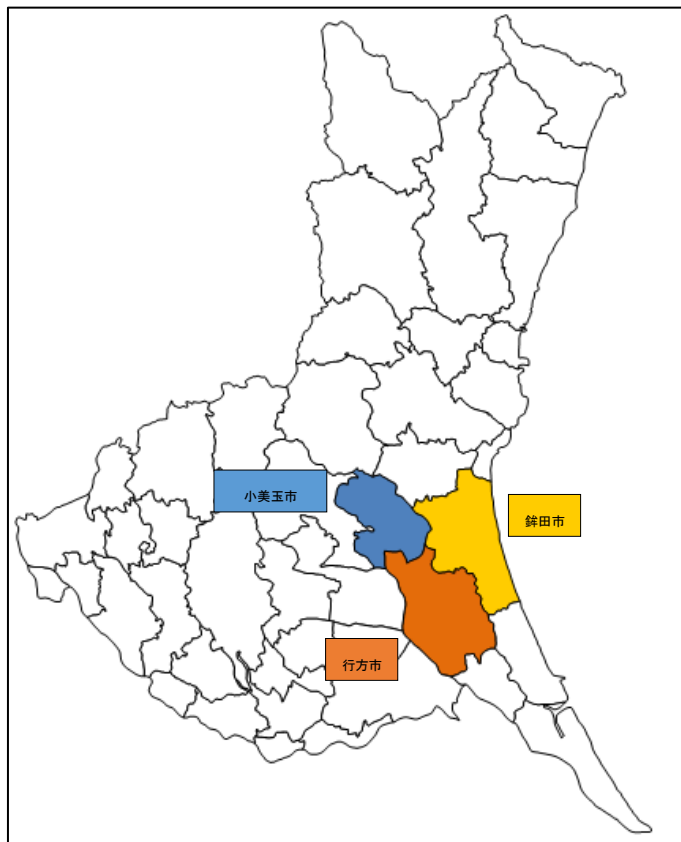
1 基本計画の対象となる区域（促進区域）

（1）促進区域

設定する区域は、令和5年10月1日現在における茨城県行方・鉾田・小美玉地域（行方市、鉾田市及び小美玉市の行政区域）とする。概ねの面積は5万2千ヘクタール程度であり、県全体（60万ヘクタール）の約8.5%にあたる。

なお、本促進区域は自然公園法に規定する水郷筑波国定公園の一部及び鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）に規定する鳥獣保護区、自然環境保全法（昭和47年法律第85号）に規定する県自然環境保全地域、自然公園法（昭和32年法律第161号）に規定する大洗県立自然公園の一部、環境省が自然環境保全基礎調査で選定した特定植物群落、生物多様性の観点から重要度の高い湿地を含むものであるため、「8 環境の保全その他地域経済牽引事業の促進に際し配慮すべき事項」において、環境保全のために配慮を行う事項を記載する。

また、自然環境保全法に規定する原生自然環境保全地域・自然環境保全地域、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成4年法律第75号）に規定する生息地等保護区、自然公園法に規定する国立公園、自然再生推進法（平成14年法律第148号）に基づく自然再生事業の実施地域、シギ・チドリ類渡来湿地、国内希少野生動植物種の生息（繁殖・越冬・渡り環境）・生育域等は、本促進区域には存在しない。

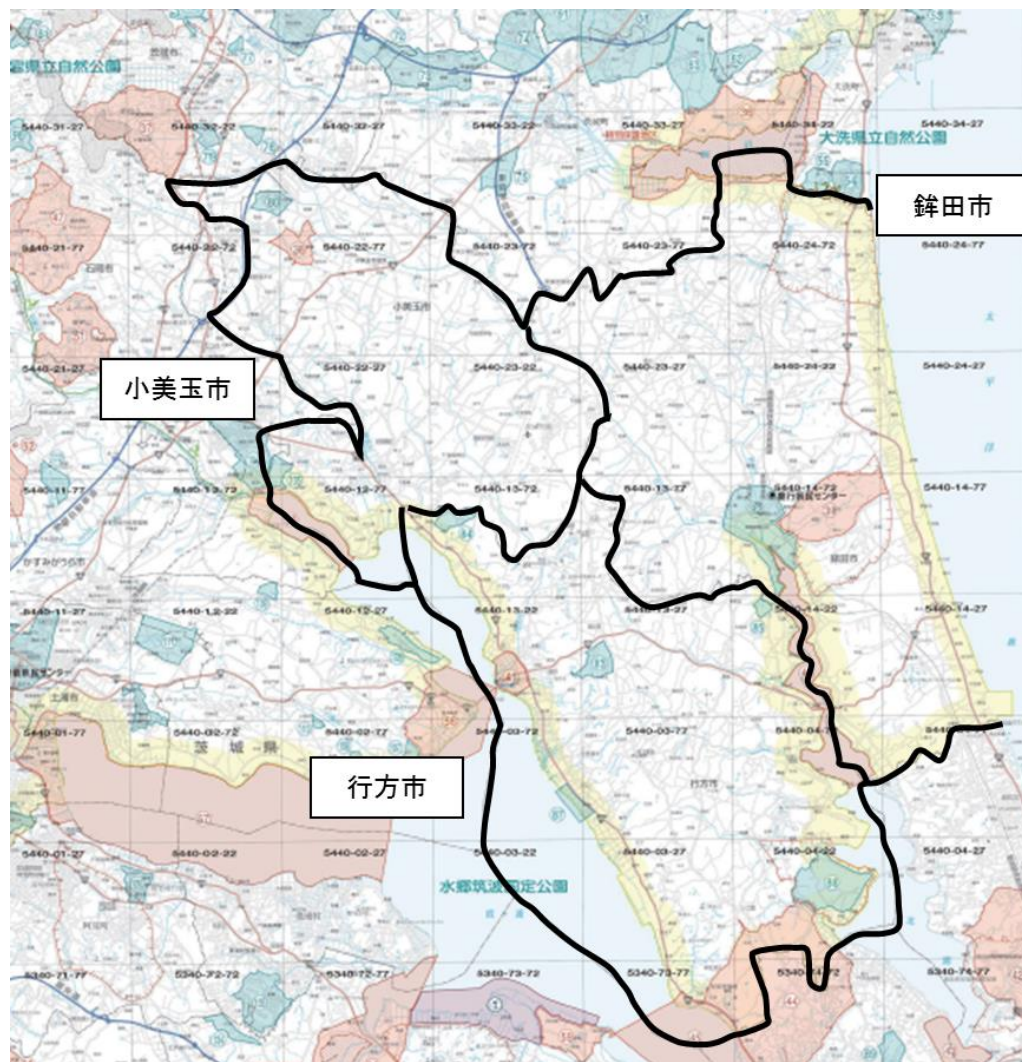


【環境保全上重要な地域】

- ・環境省選定 特定植物群落（赤色部分）



- ・鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成 14 年法律第 88 号）に規定する鳥獣保護区（赤色部分）



- ・ 生物多様性の観点から重要度の高い湿地

158 霞ヶ浦・北浦水系の河川・湖沼群

(茨城県小美玉市、行方市、稲敷市、鉾田市、石岡市、牛久市、鹿嶋市、潮来市、かすみがうら市、神栖市、千葉県香取市)

霞ヶ浦・北浦水系の河川・湖沼群



※図中の番号は、重要湿地整理番号を示しています。

(2) 地域の特徴（地理的条件、インフラの整備状況、産業構造、人口分布の状況等）

【地理的条件】

本区域は、関東平野に位置し平坦な地形、日本第2位の面積を持つ霞ヶ浦に近接している。東京から90キロメートル圏内にあり、首都圏における主要な機能を担う鹿島臨海工業地帯、成田国際空港、筑波研究学園都市と近距離に位置する。

【インフラの整備状況】

○道路

本区域内の小美玉市を常磐自動車道及び国道6号が南北に縦断しており、東京と本県を結ぶ物流の大動脈となっている。本区域から東京までは、常磐自動車道経由で約50分である。

本区域内では、東関東自動車道（水戸線）が開通予定であり、将来的には常磐自動車道、北関東自動車道、東関東自動車道水戸線及び首都圏中央連絡自動車道の4本の高速道路に囲まれる交通アクセスの優れた地域となる。

○鉄道

本県の主要鉄道路線である東日本旅客鉄道株式会社常磐線が小美玉市を通過しており、本区域内には羽鳥駅（小美玉市）がある。また本区域から約20キロメートルに位置する東日本旅客鉄道株式会社石岡駅は常磐線特急（ときわ）の停車駅でもあり、およそ60分で上野駅まで結ばれている。

また、鹿島臨海鉄道大洗鹿島線が鉾田市を南北に通過しており、県庁所在地である水戸市内へは40分、本県有数の工業地帯である鹿島までは40分で結ばれている。

○空港

本区域内の小美玉市に平成22年3月に開港した茨城空港は、航空自衛隊百里飛行場（百里基地）との民間共用の飛行場として整備され、北関東唯一の空の玄関口となっており、令和4年度は年間約59万人が利用している。

【産業構造】

本区域の産業大分類別の純付加価値額は、製造業が661億円（全体の34%）、卸売業、小売業が329億円（全体の17%）、農林漁業が70億円（全体の4%）などとなっている（令和3年経済センサス活動調査）。

本区域では、豊かな自然を生かした農業が盛んであり、メロンやエシヤレット、チンゲンサイ等の国内有数の産地である。また、交通インフラが発達しており、大消費地である首都圏に比較的近いことから、こうした農産物を材料とする食料品製造業も盛んであり、製造品出荷額は1,397億円である（令和3年経済センサス活動調査）。加えて、本区域内には9か所、486.9ヘクタールの工業団地が整備されており、プラスチック製品製造業、はん用機械器具製造業、生産用機械器具製造業、業務用機械器具製造業、食料品製造業（乳製品）等の企業が112社立地している。

【人口分布の状況等】

人口については、行方市約31,000人、鉾田市約45,000人、小美玉市約47,000人となっており、約12.3万人の区域となっている。本区域の人口はここ数年減少傾向にある（「茨城県の人口と世帯 月報」令和5年（2023年）9月1日現在）。

2 地域経済牽引事業の促進による経済的効果に関する目標

(1) 目指すべき地域の将来像の概略

本区域は、雇用者数の約3割、売上高の約4割、純付加価値額の約3割が製造業となっており（令和3年経済センサス活動調査）、製造業を中心とした経済構造をなしている。高い技術等を伴った食品製造企業や機械器具製造企業等が集積していることを背景に、成長性の高い新事業への参入を後押しするとともに、生産性改革を進め、質の高い雇用の創出を行う。

また、製造業における質の高い雇用の創出が、域内の雇用者数の約3割を占める卸売・小売、サービス業等の地域内の他の産業にも高い経済的波及効果をもたらすよう、地域外との取引で獲得した需要が雇用者の給与増を通じて地域内で好循環する状況を目指す。

(2) 経済的効果の目標

【経済的効果の目標】

	現状	計画終了後	増加率
地域経済牽引事業による付加価値創出額	825 百万円	1,921 百万円	132.8%

(算定根拠)

現状については地域の特性を活用する分野に当てはまる産業分類ごとに令和3年経済センサス活動調査より1事業者あたりの付加価値額を設定し、地域経済牽引事業計画の承認実績5件を乗じて付加価値創出額である825百万円とした。

目標については以下のように地域の特性を活用する分野に当てはまる産業分類ごとに1事業所あたりの付加価値額を設定し、想定事業数及び生産波及効果を乗じて付加価値創出額を算出し、その数値を積上げ、1,096百万円の付加価値額を創出することを目指す。

産業分類	純付加価値額	事業所数	1事業所あたりの付加価値額
農林漁業	42,376 百万円	1,044	41 百万円
製造業	1,923,345 百万円	9,826	196 百万円

産業分類	1事業所あたりの付加価値額	想定事業数	生産波及効果	付加価値創出額
農林漁業	59 百万円	1	1.3	77 百万円
製造業	196 百万円	4	1.3	1,019 百万円
合計		5	—	1,096 百万円

- ・農林漁業の1事業所あたりの付加価値額が41百万円と県の平均付加価値額を下回っているため、茨城県の1事業所当たりの平均付加価値額59百万円で設定したもの。
- ・想定事業者数は過去（H30～R5）の承認実績（5件）を採用。

※付加価値額：令和3年経済センサス活動調査

3 地域経済牽引事業として求められる事業内容に関する事項

本計画において、地域経済牽引事業とは以下の（１）～（３）の要件をすべて満たす事業をいう。

（１）地域の特性の活用

「５ 地域経済牽引事業の促進に当たって生かすべき自然的、経済的又は社会的な観点からみた地域の特性に関する事項」において記載する地域の特性及びその活用戦略に沿った事業であること。

（２）高い付加価値の創出

地域経済牽引事業計画の計画期間を通じた地域経済牽引事業による純付加価値が 5,917 万円（茨城県の 1 事業所あたり平均付加価値額（令和 3 年経済センサス-活動調査）を上回ること。

（３）地域の事業者に対する相当の経済的効果

地域経済牽引事業計画の計画期間を通じた地域経済牽引事業の実施により、促進区域内における地域経済牽引事業に関係する事業者において、以下のいずれかの効果が見込まれること。

①促進区域に所在する事業者の取引額が開始年度比で 5.5%以上増加すること。

②促進区域に所在する事業者の売上が開始年度比で 5.5%以上増加すること。

③促進区域に所在する事業者の雇用者数が開始年度比で 22.9%以上若しくは 8 人以上増加すること。

④促進区域に所在する事業者の雇用者給与等支給額が開始年度比で 18.3%以上若しくは 22.8 百万円以上増加すること。

4 促進区域の区域内において特に重点的に地域経済牽引事業の促進を図るべき区域（重点促進区域）を定める場合にあっては、その区域

（１）重点促進区域

現時点では該当なし。

今後、記載の必要が生じた場合は本計画を変更し定めることとする。

なお、今後の工場立地法の特例の適用にあっては、地域の実情、住民の意思を踏まえ、特定工場周辺の生活環境の保持を適切に図るとともに、県・市町村の環境保全部局や関係機関との調整を行うものとする。

5 地域経済牽引事業の促進に当たって生かすべき自然的、経済的又は社会的な観点からみた地域の特性に関する事項

(1) 地域の特性及びその活用戦略

①地域に根ざしたメロン、エシャレット等の特産物を活用した食料関連産業分野

②常磐自動車道、東関東自動車道水戸線、茨城空港等の広域交通インフラを活用した成長ものづくり分野

(2) 選定の理由

①地域に根ざしたメロン、エシャレット等の特産物を活用した食料関連産業分野

本区域は、平坦な地形に加え、温暖な気候、霞ヶ浦の水資源に恵まれており、農業が盛んである。農業産出額は鉾田市が641億円、小美玉市251億円、行方市258億円で、県内の上位3位を独占している（令和3年市町村別農業産出額）。

主な農産物を見ると、茨城県はメロンの出荷量が全国第1位（34,200t）であるが、その約6割を本区域が占めている。同様に本県が全国1位の出荷量を誇るエシャレットやチンゲンサイについても、本区域がその大部分を占めている（令和3年作物統計、地域特産野菜生産状況調査）。

こうした豊かな農産物を背景に、食品製造業や関連企業が本区域に約60社集積している。

代表的なものとしては、納豆業界トップ企業のタカノフーズ株式会社（小美玉市）や、トマトをはじめとする野菜加工食品を製造するカゴメ株式会社（小美玉市）、地元野菜を活用したカット野菜等を生産・販売する株式会社フィールド食品（行方市）などが立地している。また、県内有数の農産地であるという特色を生かし、学校跡地を利用した加工工場併設体験型テーマパークである「なめがたファーマーズヴィレッジ」（行方市）が設置されている。

令和4年3月に策定された「第2次茨城県総合計画」では、本区域を含む鹿行ゾーンにおいて、農商工連携による体験型農業施設などの儲かる農業の実現に向けた取組の促進や、特産品のブランド化等を図ることとしていることから、今後は、本区域の魅力的な農産物を活用する食品製造業者が高付加価値で地域に波及効果がある地域経済牽引事業を行っていくとともに、農業従事者、商工業者、研究・支援機関等との連携により、地域産品のさらなる高付加価値化をすすめるなど、食品関連産業分野の促進を図っていく。

②常磐自動車道、東関東自動車道水戸線、茨城空港等の広域交通インフラを活用した成長ものづくり分野

道路網については、本区域の小美玉市を常磐自動車道が南北に縦断しており、本区域に隣接する形で岩間インターチェンジ及び石岡小美玉スマートインターチェンジが設置されている。

また、北関東自動車道が本県を東西に縦断しているが、これにつながる東関東自動車道水戸線が、本区域の北側の手前まで一部開通している。これが全線開通すれば本区域を南北に縦断することとなり、本区域内にもインターチェンジが3か所設置される予

定で、鹿島港や成田国際空港、首都東京までのアクセスがこれまで以上に向上する。

主要幹線道路では、国道 6 号、国道 51 号、国道 354 号、国道 355 号が本区域を網羅している。

こうした道路交通インフラを活用することにより、首都東京まで 75 分、成田国際空港に約 1 時間、本区域に隣接する鹿島港まで約 30 分、茨城港常陸那珂港区まで 35 分と比較的短時間でのアクセスが可能である。

加えて、本区域内には茨城空港が開港しており、国内線 4 路線（札幌、神戸、福岡、那覇）、国際線 2 路線（上海、台北）が運航され、令和 4 年度の旅客数は 596,536 人となっている。

このような優れた広域交通インフラを背景に、本区域内には、すでに玉里工業団地や上山鉾田工業団地など 9 か所 486.9 ヘクタールの工業団地が整備されており、成長ものづくり分野の企業が新たな事業展開を行うための十分な環境が整っている。

今後は、優れた広域交通インフラを生かした成長ものづくり分野における高付加価値で地域に波及効果がある地域経済牽引事業を創出するとともに、工業団地への成長ものづくり企業のさらなる集積を図る。

さらに、すでに本区域内に集積しているものづくり企業と国内外のものづくり企業との技術交流や人的交流を促進するなどして、成長ものづくり分野の促進も図っていく。

6 地域経済牽引事業の促進に資する制度の整備、公共データの民間公開の推進その他の地域経済牽引事業の促進に必要な事業環境の整備に関する事項

（１）総論

地域の事業者のニーズをしっかりと把握し、適切な事業環境の整備を行っていく必要がある。国の各種支援策も活用し、積極的な対応で事業コストの低減や本区域にしかない強みを創出することはもとより、既存の強みの磨き上げに努めていく。

（２）制度の整備に関する事項

①固定資産税等の減免措置の創設

市では、活発な設備投資が実施されるよう、一定の要件を課したうえで、固定資産税等の減免措置に関する条例の制定を検討する。

②地方創生関係施策

デジタル田園都市国家構想交付金を活用し、地域に根ざしたメロン、エシャレット等の農産物を活用した食料関連産業分野、常磐自動車道、東関東自動車道水戸線、茨城空港等の広域交通インフラを活用した成長ものづくり分野の機械器具製造業等において、設備投資支援等による事業環境の整備や販路拡大の強化等を検討する。

（３）情報処理の促進のための環境の整備（公共データの民間公開に関する事項等）

①茨城県によるオープンデータ化の推進

地域企業の技術力の向上のために、茨城県工業技術センターが保有している情報で

あって資料として開示している情報について、インターネット公開を進めていく。

また、オープンデータの公開サイトを通じ、庁内に保有するデータのオープンデータ化を進めることで、生活の利便性や行政の透明性の向上を図るとともに、民間企業等でのオープンデータの利活用による新事業の創出を促すなど、社会・経済の活性化に寄与することを目指す。

②各市によるオープンデータ化の推進

各市ホームページを活用し、市政に関連するデータの公開を進めるほか、茨城県と全市町村が共同で整備を進める県域統合型GIS（地理情報システム）「いばらきデジタルまっぷ」を通じて、市民生活に関連する各種行政情報の提供を行う。

（４）事業者からの事業環境整備の提案への対応

行方市事業推進課、鉾田市まちづくり推進課及び小美玉市商工観光課内に事業者の抱える課題解決のための相談窓口の設置を検討するとともに、茨城県立地整備課が窓口となり、関係部署との調整を行う。また、事業環境整備の提案を受けた場合についても、同窓口を中心に、対応に向けて関係機関や関係部署と調整する。

（５）その他の事業環境整備に関する事項

①スタートアップへの支援（事業者の成長促進等）

優れた技術シーズの発掘・事業化から定着までの一貫した支援、スタートアップエコシステムの形成などに取り組み、世界に挑戦するベンチャー企業の創出・育成を推進していく。

②地域における重要産業のサプライチェーンの構築・強靱化の支援

令和４年に策定した、「茨城県産業活性化に関する指針」に基づき、本県産業の目指すべき方向性とその実現に向けた産業振興施策の具体的な取組を推進していく。

③地域ブランドの育成・強化

地場産業の育成を図るため、伝統的工芸品産業や地場産業の組合、中小企業者グループによる新商品開発や販路開拓、後継者育成等の取組を支援していく。

④研究開発や販路開拓等の支援

産業技術イノベーションセンターが中心となり、県内中小企業の技術革新を牽引するための先導的分野の研究開発を推進していくほか、いばらき中小企業グローバル推進機構と連携し、あらたな市場獲得に向けた海外販路開拓等のチャレンジを支援していく。

⑤人材確保に向けた支援（人材育成・確保支援）

地域の中小企業等において求められる知識の習得又は技能の向上のための教育訓練の実施により人材育成を支援していく。また、地域の中小企業など県内産業を支える人材確保についても支援していく。

⑥産業用地の確保に向けた支援（道路、港湾、空港等のインフラ整備との連携及び産業用地の確保支援）

市町村が主導する開発に係る各種手続を部局横断的な体制で支援し、スピーディな産業用地の確保を図っていく。

⑦賃上げ促進（賃上げ促進支援）

県・経済団体・労働団体の３者による意見交換を実施するとともに、茨城労働局長及び地方審議会会長に最低賃金引き上げに関する要請を実施していく。

⑧GXの促進支援

令和３年に設置された「いばらきカーボンニュートラル産業拠点創出推進協議会」において、産業におけるカーボンニュートラル社会に向けた官民連携による集中的取組を進め、本県の将来を担う産業の創出を目指していく。

⑨DX支援（デジタルトランスフォーメーションの促進支援）

成長産業・分野を支えるデジタル人材を育成するためのデータサイエンス学習の支援や、関係組織の連携により、中小企業における各ステージにあわせたDXの促進・支援をしていく。

⑩事業承継支援

地域の価値ある産業の維持・発展のため、県内関係機関と連携しながら、後継者不在の企業に対して、M&A（企業の合併・買収）の手法を活用した事業承継を支援していく。

⑪広域交通網の拡充の実現

国への要望等を行いながら、東関東自動車道水戸線の早期全線開通等の広域交通網の拡充を図ることで、成長ものづくり分野のさらなる促進を図っていく。

（６）実施スケジュール

取組事項	令和６年度から 令和９年度	令和１０年度 （最終年度）
【制度の整備】		
①固定資産税等の減免措置の創設検討	検討・運用	検討・運用
②地方創生関係施策	運用	運用
③融資制度の整備	運用	運用
【情報処理の促進のための環境整備（公共データの民間公開等）】		
①茨城県によるオープンデータ化の推進	運用	運用
②各市によるオープンデータ化の推進	運用	運用

【事業者からの事業環境整備の提案への対応】		
①相談窓口の設置	運用	運用
【その他】		
①スタートアップへの支援	検討・運用	検討・運用
②地域における重要産業のサプライチェーンの構築・強化の支援	検討・運用	検討・運用
③地域ブランドの育成・強化	検討・運用	検討・運用
④研究開発や販路開拓等の支援	検討・運用	検討・運用
⑤人材確保に向けた支援	検討・運用	検討・運用
⑥産業用地の確保に向けた支援	検討・運用	検討・運用
⑦賃上げ促進	検討・運用	検討・運用
⑧G Xの促進支援	検討・運用	検討・運用
⑨D Xの促進支援	検討・運用	検討・運用
⑩事業承継支援	検討・運用	検討・運用
⑪広域交通網の拡充の実現	要望実施	要望実施

7 地域経済牽引支援機関が行う支援の事業の内容及び実施方法に関する事項

(1) 支援の事業の方向性

地域一体となった地域経済牽引事業の促進に当たっては、県内の公設試験研究機関である茨城県産業技術イノベーションセンター等や、公益財団法人いばらき中小企業グローバル推進機構などの県内産業支援機関、さらに、地域に存在する各支援機関などが相互に補完・連携しながら、それぞれの役割を十分に果たしていくことで、支援効果を最大限に高めていく必要がある。そのため、県と市で連携した情報共有ができるよう努める。

(2) 地域経済牽引支援機関が行う支援の事業の内容及び実施方法

①茨城県産業技術イノベーションセンター

競争力が高く成長分野で活躍する企業の創出を目指し、「企業のイノベーション創出促進」と「開発力・提案力・スピードを持った企業の育成」に向け、イノベーションに資する研究、ビジネス創出支援、コンサルティング、人材育成に取り組んでいる。

この他、大学・研究機関等と連携して、中小企業が求める先端的な技術移転について、国立研究開発法人産業技術総合研究所等との連携により製品開発などを進めている。

さらに、栃木県・群馬県と連携した「北関東デジタルものづくりネットワーク」や福島県・群馬県・山梨県と連携した「医療機器産業強化コンソーシアム」において、セミナーの開催や機器の相互利用に取り組むなど、他県の公設試験研究機関と連携して、新技術の導入や成長産業への進出を促進することで、中小企業の競争力強化に向けた支援を行っている。

②公益財団法人いばらき中小企業グローバル推進機構

活力ある中小企業・小規模事業者の育成を図るため、新産業・新事業分野の創出と販売戦略の支援、産業支援機関等との連携の強化、中小企業の経営力向上の推進、競争力強化のための商品開発、販路開拓や生産性の向上などを推進している。また、海外展開を推進するため、ビジネスマッチングの機会創出、商談のフォローアップなど、グローバルなビジネス支援を担っている。

③株式会社つくば研究支援センター

茨城県、つくば市、地域の研究機関や大学、民間企業との連携のもと、筑波研究学園都市の科学技術の集積を最大限に生かし、我が国の産業競争力の強化に不可欠な産業の新陳代謝とベンチャーの創出・育成や地域中小企業の技術力、開発力向上や販路開拓等を支援するなど重要な役割を担っている。

④株式会社ひたちなかテクノセンター

ひたちなか市及びその周辺地区における地域産業の高度化を図るため、各種コーディネート活動による新製品開発や技術開発の支援、ベンチャー企業等に対する快適なオフィス環境の提供、企業従事者や離転職者を対象にした人材育成セミナー、その他県受託事業として茨城県デザインセンターの運営によるデザイン振興事業など、地元中小企業発展のために地域に密着した様々な事業を展開している重要な支援機関となっている。

8 環境の保全その他地域経済牽引事業の促進に際し配慮すべき事項

(1) 環境の保全

茨城県は、180 キロメートルに及ぶ海岸線、霞ヶ浦、筑波に代表される豊かな水、緑の山野に恵まれ、先人たちのたゆまぬ努力と進取の精神により、自然との調和の中で今日の豊かな生活を築いてきた。

この豊かで美しい環境を将来の世代に引き継いでいくため、県では平成8年に茨城県環境基本条例を制定し、本条例に基づき、県民、事業者及び地方公共団体が連携し、協力し合って、良好な環境を保全し、進んでやすらぎと潤いのある快適で住みよい環境の創造を目指している。

また、令和5年3月に策定した「第4次茨城県環境基本計画」においては、事業者の役割として、公害防止のための取組はもとより、徹底した省エネルギーの推進や再生可能エネルギーの積極的な導入・利用、製品等の設計・製造、流通、消費及び廃棄のあらゆる段階で資源の効率的・循環的な利用を図りつつ、付加価値を最大化するサーキュラーエコノミーへの移行、生産工程や流通過程からの環境負荷の削減などの取組を自主的かつ積極的に進めることが求められている。

さらに、本区域内においては行方市環境基本条例（平成27年制定）、鉾田市環境基本条例（平成27年制定）、小美玉市環境基本条例（平成18年制定）を定めており、事業者の責務を明らかにしている。事業者は、こうした条例や計画の趣旨を十分に理解し、その事

業活動を行うに当たっては、生活環境への配慮及び自然環境・生物多様性の保全はもとより、廃棄物の適正処理、3Rの推進、さらには地球温暖化対策等を積極的に推進していくことが求められる。

事業者は、環境保全のための新たな技術の開発や環境配慮型商品の生産・販売、環境保全サービスの提供などを行い、環境と調和した持続可能な事業活動を展開するとともに、地域社会の一員として、県民、民間団体、市町村及び県との連携・協力を図りながら、地域における環境の保全と創造に向けた取組を積極的に推進することが求められる。

さらに、事業者は、自然公園法に規定する水郷筑波国定公園の一部及び鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律に規定する鳥獣保護区、自然環境保全法に規定する県自然環境保全地域、自然公園法に規定する大洗県立自然公園の一部、環境省が自然環境保全基礎調査で選定した特定植物群落、生物多様性の観点から重要度の高い湿地及びこれらの区域に近接している区域での事業の実施に当たっては、自然環境と生物多様性の保全に十分に配慮する。また、環境保全上重要な地域での整備の実施に当たって、これら多様な野生動植物の生息・生育に十分配慮し、希少な野生動植物種が確認された場合には、自然環境部局と十分調整を図りつつ、専門家の意見を聴くなどして、生息等への影響がないよう十分に配慮して行う。

県は、県民、民間団体、事業者、市町村、近隣県、国等と連携を図り、各主体が自主的かつ積極的に良好な環境の保全と創造の取組に参加できるよう、それぞれの役割や取組の方向などを明らかにするとともに、各主体間のネットワーク構築などを図り、総合的に環境保全対策を推進するとともに、県民や事業者等の自主的かつ積極的な実践行動を促進するための各種の制度づくりや環境情報の提供、環境学習の推進、普及啓発などを行う。

なお、本計画は公園計画との整合を図り、県の環境部局との調整を行ったうえで策定したものであり、環境保全上重要な地域内での整備の実施に当たって、直接或いは間接的に影響を与えるおそれがある場合は、予め地方環境事務所と調整し、県の環境部局と十分調整を図りつつ、専門家の指導・助言を踏まえて、それらの保全が図られるよう十分に配慮して行う。

(2) 安全な住民生活の保全

県は、安全な社会の実現に向けた取組として、市町村、事業者及び県民との連携・協力のもとに推進する安全なまちづくりに関する施策の基本となる事項や犯罪の防止のために必要な規制を定めた「茨城県安全なまちづくり条例」(平成15年茨城県条例第16号)を制定している。この条例の趣旨を踏まえ、犯罪の防止及び地域社会の安全に資するため、以下の取組を行う。

①犯罪防止のための環境整備

道路、公園などの共同施設に、必要に応じて防犯灯や防犯カメラを設置するなど、犯罪を起こしにくい環境整備に努める。

②事務所情報の把握

空き事務所・空き工場が犯罪の温床となることを防止するため、本区域内の事業所情報の把握に努め、所有者に管理の徹底を求める。

③警察との連携強化

普段から警察との連携を密にし、犯罪や事故発生時のスムーズな連絡体制の整備を図る。

④地域の防犯活動の推進

地域では自警団や防犯ボランティア団体など自主防犯組織が結成され、交通指導車による巡回パトロール、小中学生の登下校時の立哨などの活動が行われている。これらの活動を支援することにより、地域・企業一体となった地域ぐるみの防犯活動の推進を図る。

⑤外国人の不法就労の防止

外国人の雇用については、事業者就労資格の有無の確認の徹底を要請し、不法就労防止に努める。

⑥地域住民との協議

本計画に基づく地域経済牽引事業の促進による地域活性化のための措置で、地域住民の生活環境等に関わるものの実施に当たっては、あらかじめ地域住民の意見を十分聴取することとする。

(3) その他

①PDCA体制の整備等

年に1回（9月頃）、県、行方市、銚田市及び小美玉市で会議を開催するなど、本計画と承認地域経済牽引事業計画に関するレビューを行い、効果の検証と当該事業の見直しを実施していく。

9 地域経済牽引事業の促進を図るための土地利用の調整を行う場合にあっては、その基本的な事項

(1) 総論

現時点では該当なし。

今後、記載の必要が生じた場合は、本計画を変更し定めることとする。

(2) 土地の農業上の利用との調整に関し必要な事項

(3) 市街化調整区域における土地利用の調整に関し必要な事項

10 計画期間

本計画の計画期間は計画同意の日から令和10年度末までとする。

「茨城県行方・銚田・小美玉地域基本計画」に基づき法第11条第3項の規定による同意（法第12条第1項の規定による変更の同意を含む。）を受けた土地利用調整計画に関する

変更の同意及び法 13 条第 4 項の規定による承認（法第 14 条第 3 項の規定による変更の承認を含む。）を受けた承認地域経済牽引事業計画に関する変更の承認及び承認の取消しについて、当該同意基本計画の失効後も、なお従前の例による。